

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立公文書館週休日展示コーナー管理業務 一式

(2) 業務の仕様

別添「鳥取県立公文書館週休日展示コーナー管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の場所

鳥取市尚徳町101 鳥取県立公文書館

(4) 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備の施設警備（人的警備）に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、社会更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。

(8) 鳥取市内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(9) 本件業務の履行期間中、仕様書に基づき、警備員1名による常時警備体制を組むことが可能であること。

3 契約担当部局

鳥取県立公文書館

4 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書（様式第1号）
- ・質問書（様式第2号）

- ・入札書 (様式第3号)
- ・委任状 (様式第4号)
- ・契約保証金免除申請 (様式第5号)
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第6号)

5 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町101

鳥取県立公文書館

電話 0857-26-8160

電子メール kobunsho@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月23日(木)から同年2月12日(水)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県立公文書館のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kobunsho/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月23日(木)から同年2月12日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月27日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年2月28日(金)午前11時 即時開札

鳥取市尚徳町101 鳥取県立公文書館2階 会議室

6 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより5の(1)の場所に令和7年1月30日(木)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。なお、質問書を電子メールにより送信した者は、その旨を5(1)あて電話連絡するものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和7年2月3日(月)にインターネットのホームページ(鳥取県立公文書館のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kobunsho/>))によりまとめて閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、8の事前提出物を作成の上、5の(1)の場所に令和7年2月12日(水)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者及び開札の時において2の入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出場所

5の(1)に同じ。

イ 提出方法

持参又は送付。ただし送付の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるものにより5の（1）の場所に送付すること。

- (2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

8 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の（7）を証明する資料（警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会が認定する認定証の写し）
- (3) 2の（8）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）（競争入札参加資格者名簿に県内従業員数1名以上の登録がされていない者に限る。）

9 資格審査について

- (1) 7の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年2月17日（月）までに通知する。
- (2) （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立公文書館長に対し、入札参加資格がないとした理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限
令和7年2月19日（水）正午
 - イ 提出場所及び方法
5の（1）の場所に持参することとする。
- (3) （2）により説明を求められた場合、鳥取県立公文書館長は、説明を求めた者に対し令和7年2月21日（金）までに書面により回答する。

10 入札条件

- (1) 入札は紙による入札とし、入札書（様式第3号）により行う。
- (2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し「入札書」と明記した封筒に入れ、表面に業務名、業務場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、密封して、提出すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (4) 入札書に記載する金額は、履行期間令和7年4月1日から令和10年3月31日までの総額を見積もった額とすること。なお、各年度の委託料の支払額については、委託料総額に対して次の割合を基本とし、落札後受注者と調整し決定する。

年度	契約申込金額に対する割合
令和7年度	291分の94
令和8年度	291分の97

- (5) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (6) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (8) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (9) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りではない。
- (10) 入札書及び委任状のあて名は「鳥取県立公文書館長 澤 弘一」とすること。
- (11) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (12) 開札は、入札者又は代理人が立会して行うものとする。ただし、入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (13) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者のした入札
- (2) 7の入札参加者に要求される事項を履行しなかった者の入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参加しなかった者の入札
- (4) 本件入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理人をした者の入札
- (5) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りではない。
- (6) 入札に関して不正の行為があった者の入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札価格の金額に訂正を施した入札書により行った入札
- (9) 入札価格の金額の数字が不鮮明な入札書により行った入札
- (10) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載事項を確認しがたい入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (12) 郵送による入札
- (13) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (14) 最低制限価格を下回る入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

13 最低制限価格について

本件入札には、施設管理調達最低制限価格制度実施要領（令和元年5月15日付第201900025012号鳥取県総務部長通知）を準用して最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 専属的合意管轄裁判所

業務に関する訴えについては、鳥取市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

18 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正な行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上

の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が再委託する年度の委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

(6) 守秘事項

ア 受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

イ 受注者は、本業務の実施により取得した個人情報について仕様書別紙 5 「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守するものとする。

(7) 11 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札が決定したら直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 5 号) を、5 の (1) の場所に提出すること。

(8) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第 6 号) を、5 (1) に提出すること。

なお、電子契約締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。